

基発 0401 第 22 号

平成 23 年 4 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業の実施について

平成 22 年 6 月 3 日に開催された雇用戦略対話第 4 回会合での政労使合意により 2020 年度までの目標として「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均 1000 円を目指すこと」とされたことに加え、「円滑な目標達成を支援するため、最も影響を受ける中小企業に対する支援」を講じることを検討すべきとされた。さらに、同年 12 月 15 日に開催された雇用戦略対話第 6 回会合での政労使合意により「平成 22 年 6 月の「雇用戦略対話」における合意を踏まえ、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業に対する支援を行う。」とされたところである。

こうした状況を踏まえ、中小企業への支援事業を下記により実施することとするので、了知の上遺漏のないよう取り扱い願いたい。

記

1 最低賃金引上げに向けた中小企業相談支援事業について

最低賃金額の引上げの影響が大きい中小企業事業主にとって、最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げを行うためには、生産性の向上等の経営改善を通じて賃金支払能力の向上を図ると同時に、経営改善によって変更される賃金制度、労働時間制度、労働安

全衛生管理体制等の見直しを図ることが課題となる。

このため、この課題に取り組む中小企業への支援として経営面と労働面の相談等をそれぞれの専門家によってワン・ストップで対応できる相談窓口を整備するため、中小企業庁等が実施する生産性向上等の経営改善に向けた支援事業等と連携を図りながら、従来から中小企業に対して生産性向上等の経営改善に係る相談・指導を実施している中小企業団体等に委託して、中小企業に対して、指導、援助を行う中小企業相談支援事業を実施する。

2 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金について

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金は、最低賃金額の大幅な引上げによって大きな影響を受ける業種の全国規模の事業主団体及び大きな影響を受ける地域の中小企業が行う取組に対して助成することにより賃金水準の底上げを図り、最低賃金について「2020年までのできる限り早期に800円を確保」することを円滑に実現することを目的とし、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）（以下「業種別中小企業団体助成金」という。）及び中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）（以下「業務改善助成金」という。）の各事業を実施する。

（1）業種別中小企業団体助成金について

業種別中小企業団体助成金は、日本標準産業分類（平成14年3月第11回改定）の①飲食料品小売業、②食料品製造業、③一般飲食店、④その他の事業サービス業、⑤その他の小売業、⑥衣服・その他の繊維製品製造業、⑦各種商品小売業、⑧社会保険・社会福祉・介護事業、⑨飲食料品卸売業、⑩宿泊業、⑪洗濯・理容・美容・浴場業、⑫道路旅客運送業及び⑬電子部品・デバイス製造業に該当する全国規模の事業主団体が行う構成事業主の雇用する労働者の賃金底上げに資する取組として行う賃金改善の環境整備を行う事業を実施するために必要な経費のうち、助成金交付の対象として厚生労働大臣が認める経費について、助成金を交付する。

なお、業種別中小企業団体助成金の支給業務については、別途制定し通知する「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）交付

要綱」及び「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）交付要領」に基づき、厚生労働本省において実施する。

（２）業務改善助成金について

業務改善助成金は、平成 23 年 4 月 1 日時点の地域別最低賃金額が 700 円以下の地域に事業場を置く中小企業事業主が、事業場内で最も低い時間給（時間換算額）を、4 年以内に、計画的に 800 円以上に引き上げることを内容とする賃金引上げ計画を策定し、この計画に従って 1 年あたり 40 円以上となる引上げを実施する場合において、労働者の意見を聴取の上、就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善を実施するために必要な経費について助成金を交付する。

また、業務改善助成金の交付に関する事務については、都道府県労働局長に委任することとし、その旨「都道府県労働局長が行う補助金等の交付に関する事務を定める件」（平成 23 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 110 号）（別添）により公示したので、別途制定し通知する「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱」及び「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要領」に基づき、労働局において実施すること。

なお、実施に当たっては、「賃金調査員規程等の一部改正について」（平成 23 年 4 月 1 日付け地発 0401 第 1 号・基発 0401 第 5 号）により通知しているとおり、中小企業最低賃金引上げ対策費補助金に関する相談、受付その他必要な事務についても賃金調査員に行わせることとしているので、業務改善助成金の対象となる労働局においては、賃金調査員を活用されたい。

3 広報活動について

最低賃金引上げに向けた中小企業支援事業を効果的に実施していくためには、各地域の実情を踏まえつつ効果的な広報活動を展開していくことが重要であることから、使用者団体、労働者団体、地方公共団体等と連携を図りつつ積極的に広報活動を実施すること。

4 中小企業庁等関係行政機関との連携

この支援事業を実施するに当たっては、中小企業庁等関係行政機関と連携を図ることが重要であることから、経済産業局等が主催する会議への出席など、当該関係行政機関との十分な連携を図ること。

(項) 厚生労働科学研究費補助金 (目) 厚生労働科学研究費補助金 (規程第三条第一項の表第十四号に規定する難治性疾患克服研究事業のうち一般公募型並びに同表第二十七号に規定する健康安全・危機管理対策総合研究事業のうち一般公募型及び若手育成型に限る。)	国立保健医療科学院長	十九 法第二十一条第一項の規定による徴収 二十 法第二十一条の二の規定による理由の提示 二十一 法第二十一条の規定による補助事業の承認 二十二 法第二十一条の規定による報告命令、職員による立入検査及び関係者に対する質問の実施 二十三 法第二十五条第一項の規定による不服の申出の受理 二十四 法第二十五条第二項の規定による申出に係る必要な措置及び通知
(項) 厚生労働科学研究費補助金 (目) 厚生労働科学研究費補助金 (規程第三条第一項の表第十四号に規定する難治性疾患克服研究事業のうち一般公募型並びに同表第二十七号に規定する健康安全・危機管理対策総合研究事業のうち一般公募型及び若手育成型に限る。)	国立保健医療科学院長	一 法第五条の規定による補助金の交付の申請の受理 二 法第六条第一項及び第三項の規定による補助金の交付の決定 三 法第七条第一項から第三項までの規定による補助金の交付の条件の附加 四 法第七条第一項第一号の規定による補助事業の経費の配分の変更の承認、同項第三号の規定による補助事業の内容の変更の承認、同項第四号の規定による補助事業の中止又は廃止の承認並びに同項第五号の規定による補助事業の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示 五 法第七条第二項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の納付命令 六 法第八条(法第十条第四項及び法第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による通知 七 法第九条第一項の規定による申請の取下げの受理 八 法第十条第一項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部の取消し又は決定の内容若しくはこれに附した条件の変更 九 法第十条第三項の規定による補助金の交付 十 法第十二条の規定による状況報告の受理 十一 法第十三条第一項の規定による補助事業の遂行の命令 十二 法第十三条第二項の規定による補助事業の遂行の一時停止の命令 十三 法第十四条(法第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による実績報告の受理 十四 法第十五条の規定による補助事業の成果の調査並びに補助金の額の確定及び通知 十五 法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令

○厚生労働省告示第百十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第十六条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる補助金等の交付に関する同表の下欄に掲げる事務を都道府県労働局長に委任し、平成二十三年年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年三月三十一日

都道府県労働局長が行う補助金等の交付に関する事務

厚生労働大臣 細川 律夫

補助金等の名称	都道府県労働局長が行う事務の内容
(項) 中小企業最低賃金引上げ支援対策費 (目) 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金に限る。) (項) 仕事生活調和推進費 (目) 労働時間等設定改善推進助成金	一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)以下「法」という。第五十五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二 法第六条第一項及び第三項の規定による補助金等の交付の決定 三 法第七条第一項、第二項及び第三項の規定による補助金等の交付の条件の附加 四 法第七条第一項第一号の規定による補助事業の経費の配分の変更の申請の受理、同項第三号の規定による補助事業の内容の変更の申請の受理及び承認、同項第四号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請の受理及び承認並びに同項第五号の規定による補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示 五 法第七条第二項の規定による補助金等の全部又は一部に相当する金額の納付命令

十六 法第十七条第一項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し
十七 法第十八条第一項又は第二項の規定による補助金の返還の命令
十八 法第二十条の規定による他の補助金の一時停止又は当該補助金と未納額との相殺
十九 法第二十一条第一項の規定による徴収
二十 法第二十一条の二の規定による理由の提示
二十一 法第二十一条の規定による補助事業の承認
二十二 法第二十一条の規定による報告命令、職員による立入検査及び関係者に対する質問の実施
二十三 法第二十五条第一項の規定による不服の申出の受理
二十四 法第二十五条第二項の規定による申出に係る必要な措置及び通知

六 法第八条（法第十条第四項及び法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件の通知

七 法第九条第一項の規定による補助金等の交付の申請の取下げの受理

八 法第十条第一項の規定による補助金等の交付の決定の全部若しくは一部の取消し又は決定の内容若しくはこれに附した条件の変更

九 法第十条第三項の規定による補助金等の交付

十 法第十二条の規定による補助事業等の遂行の状況の報告の受理

十一 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令

十二 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令

十三 法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による実績報告の受理

十四 法第十五条の規定による補助事業等の成果の調査並びに補助金等の額の確定及び通知

十五 法第十六条第一項の規定による補助事業等の是正のための措置の命令

十六 法第十七条第一項の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消し

十七 法第十八条第一項又は第二項の規定による補助金等の返還の命令

十八 法第二十條の規定による他の補助金等の一時停止又は当該補助金等と未納付額との相殺

十九 法第二十一条第一項の規定による返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金の徴収

二十 法第二十一条の二の規定による理由の提示

二十一 法第二十二條の規定による補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分承認（中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金に限る。）に係るものに限り。）

二十二 法第二十三条第一項の規定による報告命令、職員による立入検査及び関係者に対する質問の実施

二十三 法第二十五条第一項の規定による不服の申出の受理

二十四 法第二十五条第二項の規定による不服の申出に係る必要な措置及び通知

○農林水産省告示第七百十号

漁港漁場整備法施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号）第四条第一項の規定に基づき、平成十四年四月一日農林水産省告示第九百四十四号（漁港漁場整備法施行令第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件）を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

農林水産大臣 鹿野 道彦

本則各号列記以外の部分中「漁港漁場整備法施行令」を「令」に改め、「第四条第一項の」の下に「法第四条第一項第二号に掲げる事業に係る」を加え、「のとおり」を「に掲げる要件のいずれかを満たすものであること」に改め、本則第一号二(1)中「第二条第三項第五号」を「第二条第三項第二号」に、「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同号二(2)中「たい和物」を「堆積物」に改め、本則第二号中「漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第四条第一号」を「法第四条第一項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、本則第三号及び第四号中「漁港漁場整備法第四条第二号」を「法第四条第一項第二号」に改め、本則を第三条とし、同条に見出しとして「（法第四条第一項第一号に掲げる事業に係る基準）」を付し、同条の前に次の二条を加える。

（岸壁等に係る基準）

第一条 漁港漁場整備法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の特定第三種漁港において漁獲物の陸揚げを衛生的に行うことができる岸壁、物揚場、棧橋又は浮桟橋（以下「岸壁等」という。）に係る農林水産大臣が定める基準は、次に掲げる全ての要件を満たすものであることとする。

一 漁獲物の処理及び保護を衛生的に行うことができる荷さばき所（次条第二号から第十一号までに掲げる全ての要件に該当するものに限る。）と一体的に配置されること。

二 漁獲物の陸揚量の見通しから、施設の規模が適切であること。

三 想定される外力に対して構造耐力上安全であること。

四 漁獲物の陸揚作業を安全かつ円滑に実施できること。

五 塵埃、雨又は直射日光による漁獲物の品質の劣化を防止するために必要な屋根の構造又は設備を有すること。

六 鳥獣のふん等による漁獲物の汚染を防止するために必要な設備を有すること。

七 清浄な水を安定的に供給できること。

八 血水等の排水及び漁獲物の残さその他の廃棄物の処理を適切に行うことができる構造であること又はそのための設備を有すること。

（荷さばき所に係る基準）

第二条 令第四条第一項の特定第三種漁港において漁獲物の処理及び保護を衛生的に行うことができる荷さばき所に係る農林水産大臣が定める基準は、次に掲げる全ての要件を満たすものであることとする。

一 漁獲物の陸揚げを衛生的に行うことができる岸壁等（前条第二号から第八号までに掲げる全ての要件に該当するものに限る。）と一体的に配置されること。

二 漁獲物の取扱量の見通しから、施設の規模が適切であること。

三 想定される外力に対して構造耐力上安全であること。

四 漁獲物、人及び車両の動線を区分するために必要な構造を有すること。

五 塵埃又は雨による漁獲物の品質の劣化を防止できる壁、庇、樋等の設備を有すること。

六 鳥獣のふん等による漁獲物の汚染を防止するために必要な構造を有すること。

七 せり売等のために漁獲物の一時保管を行う場所において、品質保持の観点から漁獲物の温度管理を適切に行う構造及び設備を有すること。

八 清浄な水を安定的に供給できること。

九 血水等の排水及び漁獲物の残さその他の廃棄物の処理を適切に行う構造又は設備を有すること。